

第81回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第81回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。本委員会は、当会における調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2026年4月24日（13時59分～15時49分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員 (五十音順)	川原 淳 (一財)公園財団 企画部長 齊藤 浩司 齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士 榊原 渉 (株)野村総合研究所 コンサルティング事業部 パートナー 塩田 克彦 (公社)日本建築積算協会 顧問 寺沢 剛 (委員長) 元会計検査院 第5局長 渡部 正 日本大学大学院 生産工学研究科 非常勤講師 博士(工学)
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査：合成樹脂製可とう電線管 PF-S 管（関東） (2) 受託調査：残置型枠ブロック（長崎市）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第80回）委員会議事録（案）の承認	○事前に配付した議事録（案）について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」4月号より、「合成樹脂製可とう電線管 PF-S 管」（関東）について審議。	○(説明)「合成樹脂製可とう電線管 PF-S 管」の概要を説明した後、調査結果総括表、調査情報票等に従って調査プロセス、調査結果等を説明。
○定価と実勢価格との乖離が大きいのはなぜか。	○建築分野では需要家や案件形態が多様であり、定価からの値引き率が高い資材もみられる。一方で定価を示さないオープン価格もあり、資材ごとに実勢価格を確認している。
○別ページに掲載している可とう電線管の附属品も同じ値引き率で取引されているのか。	○同じ値引き率での取引を確認している。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>○最頻値・最安値・最高値の意味が分かりにくい。</p> <p>○価格が整数表示中心で桁数もばらついているため、積算の観点から有効数字や小数点表記を考えるべきではないか。</p> <p>○調査対象事業所の選定プロセスについて、月ごとに入れ替えて聞き取りをする事業所に対して、どのような頻度で調査を実施しているのか分からない。</p> <p>○価格の信頼性を判断するには、単に最頻値だけでなく、取引量やシェアの大きさも重要ではないか。</p>	<p>○最頻値は、各社から聞いた価格の中で最も多い価格である。最安値・最高値は、聞き取った価格範囲の中での下限・上限である。</p> <p>○現状は1円単位での聞き取りが中心だが、積算における有効数字の重要性は認識しており、小数点表記も取引実態をふまえながら、今後の調査を進めてまいりたい。</p> <p>○ローテーションで実施しているが、今後、分かりやすい資料作成を心がけたい。</p> <p>○原則として最頻値を採用しているが、ご指摘のとおりシェアや取引量などの重要事項もふまえ、総合的に判断している。</p>
<p>(2) 受託調査「残置型枠ブロック」(長崎市)について審議。</p> <p>○調査母集団は、実際に納入可能なメーカーだけとなるのではないか。</p> <p>○図面上は A 製品に見えるのに B 製品のメーカーを調査対象とするのはなぜか。</p> <p>○コスト動向などを把握するために、使用材料等から試算した原価がどれぐらいか参考に示せると良い。</p> <p>○B 社の回答価格は、自社の B 製品を前提としたものなのか。図面と違うものとならないのか。</p> <p>○図面で示されている製品と異なる製品の価格を報告する場合、発注者へ連絡しないのか。</p> <p>.....</p>	<p>○(説明)「残置型枠ブロック」の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。</p> <p>○工法製品であり OEM などの可能性も含めて、供給の可能性のあるメーカー全てを調査母集団としている。</p> <p>○参考図面であり A 製品としての指定はなく、施工業者が同等製品を使用する可能性も考えられることから、調査対象とした。</p> <p>○今後の調査の参考としたい。</p> <p>○B 社が自社で製造した B 製品の価格であり、図面と同等品であることも確認している。</p> <p>○発注者から指示があった調査条件と異なる場合は、事前に連絡のうえ協議している。</p> <p>.....</p>
<p>次回委員会の確認</p>	<p>2026年7月下旬を予定</p>

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費（以下「資材価格等」という。）の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、代表理事に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。

この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。